背景

- 事業の創設から3年が経過した中で、計画策定はもとより、恒常的に生活交通の運行状況等をチェックし、よりよい方向性を目指していこうとする 意欲的な地域も出てきており、こうした地域においては、計画の策定から計画の実施までトータルで地域全体が関与し、より一層効率的な生活交通 の確保を図っていけるようにするための仕組みを導入
- 地域が主体となった公共交通の充実を図るための新たな制度的枠組みの構築といった方向性が示されている中、現行制度の中でも計画検討の 策定から事業実施まで一貫して協議会が中心的な存在として機能することが期待されるところ

対応の方向性

<意欲的な地域を対象に、制度を拡充>

- 地域の意向によって交通事業者に代えて協議会に対して補助
 - → モニタリングによる交通事業者の恒常的チェック等、地域の関係者が一堂に会する協議会を活用できる仕組みを導入

地域の交通ネットワーク(陸上交通)の確保維持 新たなスキーム 現行スキーム 地域の意向に応じて選択可 玉 玉 NW計画の NW計画の認定申請 認定申請 補助金交付 NW計画の認定 補助金交付申請 国庫補助 国庫補助 申請 NW計画の 認定 国庫補助 交通 交通 $+\alpha$ (*2) 協議会 利用者 利用者 協議会 事業者 運賃 運賃 事業者 支払い モニタリング 支払い ※1:地域公共交通活性化・再生法の協議会

地域の意向に応じて、自治体の役割を強化し、地域の関係者が一体となった効果的・効率的な生活交通ネットワークの構築を実現

※2: 自治体等補助

地域公共交通確保維持事業(陸上交通)における協議会補助の導入②

協議会補助のイメージ

地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

交通事業者

自治体

地域住民等

手続きの流れ

計画検討の策定から事業実施まで 一貫して協議会が中心的な存在と して機能

①地域における生活交通ネットワーク計画(NW計画)の策定

NW計画策定の際に以下についても関係者で合意し、

- 必要事項をNW計画に明記するとともに、関係書類を添付
- ・協議会補助の選択
- ・地域全体のネットワークの中での対象路線の位置づけ
- 関係者の役割分担
- ・運行委託もしくはそれに準じた契約の締結
- モニタリングの実施
- ②国土交通大臣による計画認定
- ③モニタリング実施
- ④協議会による補助金交付申請
- ⑤協議会への補助金交付
- ⑥委託契約等に基づく協議会から運行事業者への補助金交付

モニタリングのイメージ

【手 法】

- O OD調査
- 〇 利用者アンケート
- 〇 住民ヒアリング 等

利用者 アンケート ヒ



住民

分析•検証



【内容】

- 〇現状把握
- (車内聞き取りアンケート、住民懇談会実施等)
- 〇収入増加に係る取組み
 - (利用性の高いダイヤ設定、地域住民の利用者意識醸成のためのPR活動等についての検証)
- ○費用削減に係る取組み
 - (利用実態を踏まえた運行回数の適正化、運行本数の削減の 必要性等についての検証)

モニタリング結果を踏まえ、適時適切に事業内容の 見直しを行いつつ、NW計画の見直しにも反映